

第3回 象牙取引規制に関する有識者会議 三間淳吉委員 資料

日本の国内象牙市場の在り方



象牙取引規制に関する有識者会（第3回）
2020年12月23日, WWFジャパン
三間 淳吉



日本の国内象牙市場の在り方

- はじめに
- 日本の象牙市場について
- 諸外国の事例紹介
- 進むべきステップ

東京都が期待されていること

- 国際犯罪に対する明確な「NO!」の姿勢
 - 宣言の表明
- 国際的な違法取引の取り締まりへの貢献
 - 国内市場の規制強化
- 人とゾウの共存への貢献
 - 生息地での政策の支援

東京都が期待されていること

- ★ □ 国際犯罪に対する明確な「NO!」の姿勢
 - 宣言の表明
- ★ □ 国際的な違法取引の取り締まりへの貢献
 - 国内市場の規制強化
- ☆ □ 人とゾウの共存への貢献
 - 生息地でのコミュニティ支援

他国・地域のコミットメント

国/地域	コミットメント	政策
タイ	2013年3月：国内の市場を終了させると発表	→ <u>2015年法改正</u> アフリカゾウ：象牙の所持・取引禁止 アジアゾウ：象牙/製品の所持登録義務
米国	2015年9月：中国習近平国家主席と共に、象牙取引を終焉させる決意を表明	<u>2016年7月：法改正</u> 国内（州間）取引禁止 （州内の取引は州ごとに異なる）
中国	2015年9月：米国オバマ大統領（当時）と共に、象牙取引を終焉させる決意を表明 2016年12月：国内市場閉鎖のプロセスを発表	→ <u>2018年より</u> 国内の製造・取引完全に停止 （※狭い例外を定めている）
EU	2016年2月：取引制限を発表	→ <u>2017年7月より</u> 域外への未加工象牙の再輸出禁止 →2020年12月現在 域内および各国内でのより厳しい規制について検討
香港	2016年6月：域内市場閉鎖の5カ年計画を発表	→ <u>2021年までに域内取引停止</u> （※狭い例外を定めている）
英国	2017年2月：国内取引に関する議論開始 2018年4月：国内取引禁止を発表	→ <u>2018年12月</u> 国内の商業利用を禁止する象牙法を承認 （※狭い例外を定めている）
台湾	2018年4月：国内取引禁止を発表	→ <u>2020年1月より実施</u>
シンガポール	2019年8月：国内販売全面禁止を発表	→ <u>2021年9月より実施</u>

日本の在庫が流出 = 国際犯罪との繋がり

- 2019年1年間に日本 – 中国間の違法取引36件
 - * 件数において最多 (TRAFFIC報告書, 2020)
- 日本に滞在する中国人エージェントを介した象牙の違法取引の存在
 - * 2018年にウルムチ税関の押収事例の捜査から判明 (EIA・JTEF報告書, 2020)
- 直近にも日本からの象牙の違法輸出が発覚
 - * 2020年12月9日大連税関で押収された日本からの郵便物

密輸出に繋がる国内市場の現況

(EIA・JTEF報告書, 2020)

『違法な海外持ち出しに我関せず 象牙印を進んで販売するハンコ店』より

大都市圏を除く日本全域における象牙印販売店の反応

カテゴリー	象牙印販売店の反応	(n = 89)
I	- 象牙を輸出する意図と知りつつ販売しようとした - 顧客のために自ら輸出しようとした - 輸出が禁止されていることを知っていた	3 (3.4%)
II	- 象牙を輸出する意図と知りつつ販売しようとした - 顧客のために自ら輸出することは拒んだ - 輸出が禁止されていることを知っていた	65 (73%)
III	- 象牙を輸出する意図と知りつつ販売しようとした - 輸出が禁止されていることを知らなかった	13 (14.6%)
IV	- 象牙を輸出する意図と知って販売を拒んだ	8 (9.0%)
合計		89 (100%)

日本の在庫が流出 = 国際犯罪との繋がり

- 2019年1年間に日本 - 中国間の違法取引36件
 - * 件数において最多 (TRAFFIC報告書, 2020)
- 日本に滞在する中国人エージェントを介した象牙の違法取引の存在
 - * 2018年にウルムチ税関の押収事例の捜査から判明 (EIA・JTEF報告書, 2020)
- 直近にも日本からの象牙の違法輸出が発覚
 - * 2020年12月9日大連税関で押収された日本からの郵便物

密輸出に繋がる国内市場の現況

(EIA・JTEF報告書, 2020)

『違法な海外持ち出しに我関せず 象牙印を進んで販売するハンコ店』より

大都市圏を除く日本全域における象牙印販売店の反応

カテゴリー

象牙印販売店の反応

(n = 89)

I

- 象牙を輸出する意図と知りつつ販売しようとした

3 (3.4%)

顧客が海外へ持ち出す意図を知らながら販売しようとした店舗が91%

- 輸出が禁止されていることを知らなかった

IV

- 象牙を輸出する意図と知って販売を拒んだ

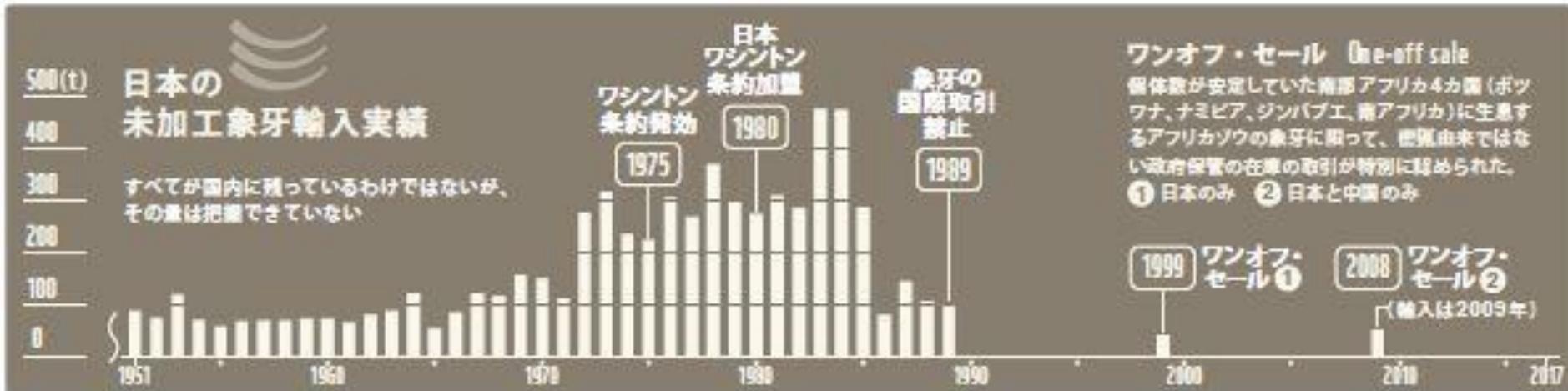
8 (9.0%)

合計

89 (100%)



日本にある在庫



(WWFファクトシート, 2017)

- ・日本の象牙累積輸入量は、6000トン以上
- ・ワシントン条約発効1975年より以前の象牙は密猟由来のものあったと考えられる
- ・ワシントン条約の下、1989年に国際取引が全面的に禁止になった後、
→ **特別な措置**として、日本は2回（1999年、2008年）輸入を認められた
 - ✓ 輸出国であるナミビア、ジンバブエ、ボツワナ、南アフリカに対する審査
 - ✓ 輸入国である日本では国内の管理体制を整備

オンライン取引の活性化や需要の縮小など社会変化に法律が伴っていない
特別措置を認めれた国として大きな責任がある
日本の在庫が流出することは許されない！

日本の象牙利用の歴史



(Setting Suns, TRAFFIC, 2016)

- ・古くは7世紀での利用の記録がある
- ・本格利用は江戸時代に開花：根付、髪飾り、櫛、撥など
- ・明治時代に根付は西洋で人気となり輸出するようになった、国内市場は縮小
- ・戦時中には緊縮、1940年は政府により製造・販売が禁止に
- ・第2次大戦後、輸出が再び活性化



(Setting Suns, TRAFFIC, 2016)

- ・1970年～80年代、経済成長に伴い国内市場が活性化
 - > 西洋風デザインによって一般消費者への認知が拡大
 - > 室内装飾用や投機目的で全形象牙が商品として取り扱われた



- ・近年、国内の需要は減少の一途
 - > 外国人が好むデザインの商品の台頭
 - > 根付は欧米で人気

(Slow Progress, TRAFFIC, 2018)

日本の国内象牙市場の縮小

1970～1980年代	日本が世界最大の輸入国 1983、1984年は年間450トン以上を輸入	ハンコ生産： 1980年 = 300～400万本 1988年 = 200万本
1989年 国際取引禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・百貨店での販売禁止 ・ピアノ用象牙の鍵盤製造中止 ・官庁での象牙ハンコの使用の段階的廃止 ・企業によるハンコ投資の減少 ・代替品の開発 	年間生産額：（推計） 1989年 = 200億円 /年
2000年代以降	<ul style="list-style-type: none"> ・景気の衰退 →ステータス（投機目的など）としての需要減少 ・人口減少 →ハンコ需要の減少 	年間生産額：（推計） 2001年 = 50億円/年 2009年 = 35億円/年 2014年 = 20億円 /年
2016年～	・国際問題として、象牙市場の在り方が問われるように	オンライン上での販売量： （TRAFFIC調査） 取扱量の多かったヤフオク！ 4週間の落札総額 2017年：4,520万円 2018年：3,780万円 2019年：3,070万円 2020年：10万円以下

(Setting Suns, TRAFFIC, 2016; Teetering on the Brink, TRAFFIC, 2020)

国内の市場は縮小の一途



限定的な、日本の国内規制



- 全形象牙登録は、移動が生じる際の規制
 - 個人所有など国内の在庫の全量が把握できない
 - カットしてしまえば、登録対象とならない
- カットピースや製品について、事業者の管理に依存
 - 個人所有の在庫の量は把握できない
 - 製品に付けることができる標章ステッカーは任意、利用している事業者は限定的

消費者が製品の合法性を確認することができない
事業者が管理している在庫以外の在庫／取引が把握できていない

事業者の概況・声

(東京都の調査より)

	回答数	%
1. 1万円未満	237	26.7
2. 1～5万円未満	96	10.8
3. 5～10万円未満	53	6.0
4. 10～50万円未満	164	18.4
5. 50～100万円未満	34	3.8
6. 100～500万円未満	32	3.6
7. 500～1000万円未満	4	0.4
8. 1000万円以上	14	1.6
無回答	255	28.7
全体	889	100.0

象牙製品等の年間売上金額

	回答数	%
1. 5%未満	370	41.6
2. 5～10%未満	24	2.7
3. 10～25%未満	21	2.7
4. 25～50%未満	5	2.4
5. 50～75%未満	3	0.6
6. 75～100%未満	13	0.3
無回答	453	51.0
全体	889	100.0

象牙製品等の売上が占める割合

事業者に対して政策の指針を示す事が必要



他国・地域のコミットメント

国/地域	コミットメント	政策
タイ	2013年3月：国内の市場を終了させると発表	→ <u>2015年法改正</u> アフリカゾウ：象牙の所持・取引禁止 アジアゾウ：象牙/製品の所持登録義務
米国	2015年9月：中国習近平国家主席と共に、象牙取引を終焉させる決意を表明	<u>2016年7月：法改正</u> 国内（州間）取引禁止 （州内の取引は州ごとに異なる）
中国	2015年9月：米国オバマ大統領（当時）と共に、象牙取引を終焉させる決意を表明 2016年12月：国内市場閉鎖のプロセスを発表	→ <u>2018年より</u> 国内の製造・取引完全に停止 （※狭い例外を定めている）
EU	2016年2月：取引制限を発表	→ <u>2017年7月より</u> 域外への未加工象牙の再輸出禁止 →2020年12月現在 域内および各国内でのより厳しい規制について検討
香港	2016年6月：域内市場閉鎖の5カ年計画を発表	→ <u>2021年までに域内取引停止</u> （※狭い例外を定めている）
英国	2017年2月：国内取引に関する議論開始 2018年4月：国内取引禁止を発表	→ <u>2018年12月</u> 国内の商業利用を禁止する象牙法を承認 （※狭い例外を定めている）
台湾	2018年4月：国内取引禁止を発表	→ <u>2020年1月より実施</u>
シンガポール	2019年8月：国内販売全面禁止を発表	→ <u>2021年9月より実施</u>

諸外国の事例（狭い例外とは？）

中国

- 博物館や美術館における非商業目的の展示（合法性の証明された象牙のみ）
- 合法性の証明された象牙アンティーク美術品（1949年より前に製造）に限り、登録されたオークション取引所における取引
- 個人所有の象牙の相続や贈与

香港：2021年12月31日までに廃止

- 条約前後ともに商業的な象牙の所有を禁止。所有については、アンティーク（1925年）のごく例外的なケースに限る。

* トレーサビリティについて
ホログラム／写真データ付の表示システムを導入

英国：法案審議中

- 僅少品（体積で10%以下かつ1947年より前に製造）
- 楽器（象牙の部位が20%以上かつ1975年より前に製造）
- ミニチュアポートレート（1918年より前に製造）
- 最も希少で価値のある製品の代表的なもの（1918より前に製造）
- 博物館での利用

米国

- アンティーク（100年以上）
- 僅少品

州内取引禁止：

カリフォルニア州，ニュージャージー州，ハワイ州，ワシントン州，ニューヨーク州，オレゴン州，イリノイ州，ニューハンプシャー州，ネバダ州，ニューヨーク州

(Ivory Trade in Japan: A Comparative Analysis, Global Rights Compliance, 2019)

EU：2021年春までに法案を採択予定
楽器（1975年以前），証明書添付のアンティーク（1947年以前），僅少品（体積または重量が20%未満、または200g未満）



今、必要なこと

国際犯罪「NO！」の姿勢

- 原則禁止！という強いメッセージを発信すること
- 例外措置の明確化（トレーサビリティの確保）
- 国際的に受け入れられる施策であること

違法取引阻止への貢献

国内の市場、取引規制の在り方を
建設的に検討していくべき
都は、国の政策を後押しする！

今後のステップ（提案）

日本政府は、
中長期的な行動計画の策定。最低限、政策の見直しの意思を示すべき

国際都市東京都として、

国の政策を促進するための後押しとなる施策を検討する

- ステップ① 都内事業者や消費者の状況把握
→実施済のアンケートの他、丁寧なヒアリングを
- ステップ② 都内事業者と連携した取り組み
→コンプライアンスの徹底
- ステップ③ 狭い例外の特定
→①②を踏まえて実現可能性のあるものに
- ステップ④ 条例の制定など
→**方針を明確化**し、法的拘束力のあるものを策定
- ステップ⑤ 自治体→国への提言
→対応の遅れる政府に対して、先行事例として紹介

アフリカゾウ保全

国際的な生態系保全に必要な取り組み

- ・生息域の保全
- ・生産活動の改善
- ・消費行動の改善

WWFでの取り組み

生息国：SOKNOTプロジェクト：ケニア、タンザニア国境地帯
(セレンゲティ、マサイマラ、アンポセリ、キリマンジャロ、ソゴロンゴロなど)

- ・水資源の回復、管理計画
- ・土地利用計画
- ・女性ビジネス支援

中継国／消費国：法執行支援（トレーニングサポート、情報提供）

消費国：市場調査（実態把握）、**政策提言**（講じるべき措置の提案）